

## I 題名

地方自治法改正史

## II 全体要旨

本論文は、地方自治法について、1947（昭和 22）年の制定から 2012（平成 24 年）までの 66 年間にわたる、計 402 件の改正の趣旨と内容を制定・公布年順に考察したものである。我が国の地方自治制度の基本法であり、憲法の附属法典性も有する地方自治法について、上記期間の全改正事項を、編年体で網羅的に集成・検討した。

## III 目的と章構成

本論文の目的は、1947（昭和 22）年の制定から 2012（平成 24 年）までの地方自治法の全改正法について、題名、改正件数の推移、改正法提案主体別の件数、時代区分、各改正法の制定経緯及び内容等を明らかにすることである。

章構成は、以下のとおりである。

### 第 1 部 概観

第 1 章 1947（昭和 22）年～2012（平成 24）年の地方自治法改正法の全体像

第 2 章 地方自治法改正法の件数等の推移

第 3 章 地方自治法改正法の概括的把握

### 第 2 部 地方自治法改正法の趣旨・内容

- 1 1946（昭和 21）年：第 1 次地方制度改正
- 2 1947（昭和 22）年：地方自治法の制定及び地方自治法の第 1 次改正法等による改正
- 3 1948（昭和 23）年：地方自治法の第 2 次～第 6 次改正法等による改正
- 4 1949（昭和 24）年：郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律等による改正
- 5 1950（昭和 25）年：第 7 次改正法等による改正
- 6 1951（昭和 26）年：第 8 次改正法等による改正
- 7 1952（昭和 27）年：第 9 次改正法等による改正
- 8 1953（昭和 28）年：第 10 次改正法等による改正
- 9 1954（昭和 29）年：第 11 次改正法等による改正
- 10 1955（昭和 30）年：国会法の一部を改正する法律等による改正
- 11 1956（昭和 31）年：第 12 次改正法等による改正
- 12 1957（昭和 32）年：農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律等による改正
- 13 1958（昭和 33）年：第 13 次改正法等による改正
- 14 1959（昭和 34）年：第 14 次改正法等による改正
- 15 1960（昭和 35）年：自治庁設置法の一部を改正する法律等による改正
- 16 1961（昭和 36）年：第 15 次改正法及びスポーツ振興法による改正
- 17 1962（昭和 37）年：第 16 次改正法等による改正

- 18 1963（昭和 38）年：第 17 次改正法等による改正
- 19 1964（昭和 39）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正
- 20 1965（昭和 40）年：市町村の合併の特例に関する法律等による改正
- 21 1966（昭和 41）年：公職選挙法の一部を改正する法律による改正
- 22 1967（昭和 42）年：住民基本台帳法等による改正
- 23 1968（昭和 43）年：公職選挙法の一部を改正する法律による改正
- 24 1969（昭和 44）年：第 18 次改正法等による改正
- 25 1970（昭和 45）年：第 19 次改正法等による改正
- 26 1971（昭和 46）年
- 27 1972（昭和 47）年：漁港法の一部を改正する法律による改正
- 28 1973（昭和 48）年：公害健康被害補償法による改正
- 29 1974（昭和 49）年：第 20 次改正法による改正
- 30 1975（昭和 50）年：一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等による改正
- 31 1976（昭和 51）年
- 32 1977（昭和 52）年：第 21 次改正法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による改正
- 33 1978（昭和 53）年
- 34 1979（昭和 54）年
- 35 1980（昭和 55）年：附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律等による改正
- 36 1981（昭和 56）年：母子福祉法の一部を改正する法律による改正
- 37 1982（昭和 57）年：障害に関する用語の整理に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律による改正
- 38 1983（昭和 58）年：行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律による改正
- 39 1984（昭和 59）年：日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等による改正
- 40 1985（昭和 60）年：地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による改正
- 41 1986（昭和 61）年：第 22 次改正法等による改正
- 42 1987（昭和 62）年
- 43 1988（昭和 63）年：第 23 次改正法による改正
- 44 1989（昭和 64・平成元）年：一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律及びへい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律による改正
- 45 1990（平成 2）年：老人福祉法等の一部を改正する法律による改正
- 46 1991（平成 3）年：第 24 次改正法等による改正
- 47 1992（平成 4）年：第 25 次改正法等による改正
- 48 1993（平成 5）年：第 26 次改正法等による改正
- 49 1994（平成 6）年：第 27 次改正法等による改正
- 50 1995（平成 7）年：保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等による改正

正

- 51 1996（平成 8）年：民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律等による改正
  - 52 1997（平成 9）年：第 28 次改正法等による改正
  - 53 1998（平成 10）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正
  - 54 1999（平成 11）年：地方分権一括法等による改正
  - 55 2000（平成 12）年：第 29 次改正法等による改正
  - 56 2001（平成 13）年：弁護士法の一部を改正する法律等による改正
  - 57 2002（平成 14）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正
  - 58 2003（平成 15）年：第 30 次改正法等による改正
  - 59 2004（平成 16）年：第 31 次改正法等による改正
  - 60 2005（平成 17）年：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等による改正
  - 61 2006（平成 18）年：第 32 次改正法等による改正
  - 62 2007（平成 19）年：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等による改正
  - 63 2008（平成 20）年：第 33 次改正法等による改正
  - 64 2009（平成 21）年：農地法等の一部を改正する法律等による改正
  - 65 2010（平成 22）年：地方交付税法等の一部を改正する法律等による改正
  - 66 2011（平成 23）年：第 34 次改正法等による改正
  - 67 2012（平成 24）年：第 35 次改正法等による改正
- 今後の展望 結語に代えて  
参考文献及び略語表（巻末）  
索引（巻末）

#### IV 各章要約

##### 第 1 部 概観

##### 第 1 章 1947（昭和 22）年～2012（平成 24）年の地方自治法改正法の全体像

1947（昭和 22）年の地方自治法制定以降、2012（平成 24）年 12 月までの 66 年間における地方自治法を改正する法律の全てを一覧表にして示す。1947 年の第 1 次改正（昭和 22 年法律 169 号）から 2012 年の年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律 102 号）まで、計 402 件の地方自治法改正法がある。

## 第2章 地方自治法改正法の件数等の推移

1947年～2012年における地方自治法改正法の件数の推移は、下記の表1のとおりである。

表1：自治法改正法の件数の推移（1947-2012年）

年	件数	年	件数	年	件数
1947	2	1969	3	1991	7
1948	10	1970	6	1992	8
1949	3	1971	0	1993	7
1950	4	1972	1	1994	9
1951	3	1973	1	1995	9
1952	10	1974	1	1996	8
1953	3	1975	4	1997	7
1954	5	1976	0	1998	11
1955	4	1977	2	1999	15
1956	3	1978	0	2000	18
1957	4	1979	0	2001	16
1958	5	1980	3	2002	21
1959	3	1981	1	2003	15
1960	5	1982	2	2004	21
1961	2	1983	1	2005	15
1962	6	1984	4	2006	17
1963	3	1985	2	2007	20
1964	4	1986	3	2008	11
1965	4	1987	0	2009	8
1966	1	1988	1	2010	7
1967	3	1989	2	2011	18
1968	1	1990	1	2012	8
				1947-2012	402

なお、402件を提案者別で区分すると、内閣が341件（84、84%）、議員・委員会が61件（15.17%）で、同時期の全制定法の比率（84.49%対15.51%）とほぼ同じである。

## 第3章 地方自治法改正法の概括的把握

第2章で示した地方自治法改正法の件数推移や塩野宏（1995）等の先行研究を考慮し、1947年から2012年までの66年間の時代区分として、下記の表2を仮案として提示する。

表2 地方自治法改正史の時代区分（1947-2012年）

期	期間	期の特徴
1	1947～1952年	占領改革の実行
2	1953～1970年	占領後改革の実行
3	1971～1990年	改革の停滞
4	1991～1999年	地方分権改革の助走・実行
5	2000～2007年	地方分権改革の推進
6	2008～2012年	地域主権改革の構想・実行

## 第2部 地方自治法改正法の趣旨・内容

本書の第2部においては、402件の地方自治法改正法について、その制定・公布年順に、それぞれの改正法の制定経緯や内容等を考察する。

### 1 1946（昭和21）年：第1次地方制度改正

1946（昭和21）年に日本国憲法が制定・公布された。同年には、これと平行して、都長官、府県知事及び市町村長を直接公選とするなど、新憲法の地方自治の規定と整合するように地方制度の改正、いわゆる第1次地方制度改正が行われた。本章では、この第1次地方制度改正の改正経緯や特徴的な内容等について述べる。

### 2 1947（昭和22）年：地方自治法の制定及び地方自治法の第1次改正法等による改正

1947（昭和22）年には、地方自治法（昭和22年法律67号）が制定され、同法は、同年5月3日に日本国憲法の施行と同時に施行された。憲法と同日の施行日であることは、「憲法附属法律」とよばれる地方自治法の特徴を端的に示している。

地方自治法は、従来の東京都制、府県制、市制及び町村制の内容に改正を加えつつ、これらを一本の法律にまとめたものである。

地方自治法制定直後から改正の動きがあり、1947年中に早くも2件の改正法による改正、すなわち、地方自治法の第1次改正法による改正及び警察法（昭和22年法律196号）制定に伴う改正が行われた。

### 3 1948（昭和23）年：地方自治法の第2次～第6次改正法等による改正

1948（昭和23）年には、地方自治法の第2次から第6次にいたる改正法（昭和23年法律14号、32号、179号、180号及び280号）及び他法による地方自治法の改正法が5件、計10件の改正法がある。この中で、改正事項が多いのは、第4次の改正法（昭和23年法律179号）である。

### 4 1949（昭和24）年：郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律等による改正

1949（昭和24）年には、郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和24年法律161号）など他法による地方自治法の改正法が3件ある。

### 5 1950（昭和25）年：第7次改正法等による改正

1950（昭和25）年には、第7次改正法（昭和25年法律143号）及び他法による改正法、計4件の改正法がある。

第7次改正法は、地方自治運営の現状に鑑み、地方公共団体における直接請求の手続、各種争訴の手続等の整備、地方公共団体の事務処理機構の刷新及び監査機能の強化を図る等の措置を講じようとするものである。

他法による改正法としては、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和25年法律101号）等の3件がある。

## 6 1951（昭和26）年：第8次改正法等による改正

1951（昭和26）年には、第8次改正法（昭和26年法律160号）及びその後の他法による改正法、計3件の改正法がある。

第8次改正法は、議員立法によるもので、東京都における任意設置の部に既存の建築局のほかに主税局及び港湾局の2局を掲げて、都は必要に応じ、条例をもってこれらの局を置くことができるようにするものである。

他法による改正法としては、地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和26年法律203号）及び計量法施行法（昭和26年法律208号）の2件がある。

## 7 1952（昭和27）年：第9次改正法等による改正

1952（昭和27）年には、第9次改正法及び他法による改正法、計10件の改正法がある。

地方自治法の第9次改正法（昭和27年法律306号）は、政令諮問委員会答申などに基づき、地方自治法制における戦後体制の見直しを行ったものである。

他法による地方自治法の改正には、戦後体制の見直しの中の行政機構改革の一環として制定された中央省庁改革関連法によるものが多い。内容的には、国の地方行政機関の国会の承認の要否等を定める規定《156条5項》を改めるものである。他法による改正法の一つである地方公営企業労働関係法（昭和27年法律289号）は、労働法規に関する戦後改革の見直しを具体化するものの一つである。

## 8 1953（昭和28）年：第10次改正法等による改正

1953（昭和28）年には、第10次改正法及び他法による改正法、計3件の改正法がある。

第10次改正法（昭和28年法律212号）は、別表及び地方行政機関関係規定等の改正のほか、職員の共同設置を可能とする規定の新設などを内容とする。

他法による改正法としては、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和28年法律64号）及び未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律161号）である。これらの改正は、別表の整理など技術的なものである。

## 9 1954（昭和29）年：第11次改正法等による改正

1954（昭和29）年には、第11次改正法及び他法による改正法、計5件の改正法がある。

第11次改正法（昭和29年法律193号）は、警察法の改正に伴う規定の整備、市の人口要件の改正（3万から5万に改めるもの）、財産区に関する規定の整備等を内容とする。

他法による改正法としては、農業委員会法の一部を改正する法律（昭和29年法律185号）等の4件がある。

## 10 1955（昭和30）年：国会法の一部を改正する法律等による改正

1955（昭和30）年には、国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律3号）等、他法による改正法が4件ある。

昭和30年法律3号による地方自治法の改正では、一の普通地方公共団体のみに適用される特別法の住民投票の手續に関する規定が整備された。

この年の改正法は、4件全てが議員立法によるもので、地方自治法の改正内容に関して

は、規定の整理が中心である。

#### **11 1956（昭和31）年：第12次改正法等による改正**

1956（昭和31）年には、第12次改正法（昭和31年法律147号）及び他法による改正法、計3件の改正法がある。

第12次改正法は、都道府県と市町村の地位・権能を明らかにしたり、長年の懸案であった特別市に関する規定を削除して指定都市制度を創設したりするなど、現在でも議論になっている論点に関する改正内容を含んでいる。

他法による改正法としては、官庁営繕法の一部を改正する法律（昭和31年法律71号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和31年法律163号）がある。

#### **12 1957（昭和32）年：農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律等による改正**

1957（昭和32）年には、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和32年法律145号）等、4件の他法による改正法がある。

昭和32年法律145号による地方自治法の改正は、手当関係規定において「産業教育手当」を追加するものである。

#### **13 1958（昭和33）年：第13次改正法等による改正**

1958（昭和33）年には、第13次改正法（昭和33年法律53号）及び他法による改正法、計5件の改正法がある。

第13次改正法は、政府案の段階では、別表改正など条文の整理を内容とする形式的なものであったが、国会修正により、町村議会の事務局の法制化及び市の人口要件についての臨時の特例措置という実質的な内容が加わったものとなった。

他法による改正法は、衛生検査技師法（昭和33年法律76号）等、4件ある。

#### **14 1959（昭和34）年：第14次改正法等による改正**

1959（昭和34）年には、第14次改正法（昭和34年法律12号）及び他法による改正法、計3件の改正法がある。

第14次改正法は、教員等の在職期間の通算措置に関するものである。

他法による改正法は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（昭和34年法律87号）及び国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和34年法律148号）である。

#### **15 1960（昭和35）年：自治庁設置法の一部を改正する法律等による改正**

1960（昭和35）年には、自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和35年法律113号）等、計5件の改正法がある。

昭和35年法律113号による地方自治法の改正は、自治省の設置に伴い、本則中の「内閣

総理大臣」及び「自治庁長官」を「自治大臣」に改めるものである。

1960年のその他の改正法による改正事項としては、地方自治法の手当関係規定に関するものが多い。

#### **16 1961（昭和36）年：第15次改正法及びスポーツ振興法による改正**

1961（昭和36）年には、第15次改正法（昭和36年法律235号）及びスポーツ振興法（昭和36年法律141号）という2件の改正法がある。

第15次改正法は、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続規定等を定めるものである。

スポーツ振興法は、議員立法により制定されたもので、地方自治法については、その別表を改正するものである。

#### **17 1962（昭和37）年：第16次改正法等による改正**

1962（昭和37）年には、第16次改正法（昭和37年法律133号）及び他法による改正法、計6件の改正法がある。

第16次改正法は、選挙管理委員の任期を3年から4年にするなどの改正を行なうものである。

他法による改正法としては、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和37年法律140号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和37年法律161号）による地方自治法の本則の改正が相当量となっている。

#### **18 1963（昭和38）年：第17次改正法等による改正**

1963（昭和38）年には、第17次改正法（昭和38年法律99号）及び他法による改正法、計3件の改正法がある。

第17次改正法は、地方財務制度の改正と地方開発事業団制度の創設を主な内容とする。

地方財務会計制度の改正は、改正前は基本的には府県制、市制、町村制当時のものを踏襲していた地方財務制度に関する規定を大幅に改めることを内容とするものである。第17次改正法により樹立された地方財務制度の基本構造は、現在まで、維持されている。

他法による改正法は、農業改良助長法の一部を改正する法律（昭和38年法律54号）及び老人福祉法（昭和38年法律133号）である。

#### **19 1964（昭和39）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正**

1964（昭和39）年には、地方自治法等の一部を改正する法律（昭和39年法律169号）及びそれ以外の改正法、計4件の改正法がある。

地方自治法等の一部を改正する法律は、都区制度に関する改正を行うものである。

それ以外の改正法としては、母子福祉法（昭和39年法律129号）等がある。

#### **20 1965（昭和40）年：市町村の合併の特例に関する法律等による改正**

1965（昭和40）年には、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律6号）等、4件の改正法がある。

昭和 40 年法律 6 号による地方自治法の改正は、合併により設置される市の人口要件の特例を定めるものである。

#### **21 1966（昭和 41）年：公職選挙法の一部を改正する法律による改正**

1966（昭和 41）年では、地方自治法の改正法は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 41 年法律 77 号）の 1 件のみである。

昭和 41 年法律 77 号による地方自治法の改正は、直接請求関係規定を改めるものである。

#### **22 1967（昭和 42）年：住民基本台帳法等による改正**

1967（昭和 42）年には、住民基本台帳法（昭和 42 年法律 81 号）等、3 件の改正法がある。

住民基本台帳法による地方自治法の改正は、住民の記録に関する市町村の責務に関する基本規定を新設するものである。

#### **23 1968（昭和 43）年：公職選挙法の一部を改正する法律による改正**

1968（昭和 43）年では、地方自治法の改正法は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 43 年法律 39 号）の 1 件のみである。

昭和 43 年法律 39 号による地方自治法の改正は、直接請求関係規定を改めるものである。

#### **24 1969（昭和 44）年：第 18 次改正法等による改正**

1969（昭和 44）年には、第 18 次改正法（昭和 44 年法律 2 号）及び他法による改正法、計 3 件の改正法がある。

第 18 次改正法は、市町村に基本構想の策定を義務付けることや自治大臣及び知事への報告の廃止など報告・許認可事項を整理することなどを内容とする。

他法による改正法は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律 30 号）及び都市再開発法（昭和 44 年法律 38 号）である。

#### **25 1970（昭和 45）年：第 19 次改正法等による改正**

1970（昭和 45）年には、第 19 次改正法（昭和 45 年法律 1 号）及び他法による改正法、計 6 件の改正法がある。

第 19 次改正法は、議員立法によるもので、市の人口要件の特例に関するものである。

他法による改正法としては、国税通則法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律 8 号）等の 5 件がある。

#### **26 1971（昭和 46）年：1971（昭和 46）年には、地方自治法の改正法はなかった。**

#### **27 1972（昭和 47）年：漁港法の一部を改正する法律による改正**

1972（昭和 47）年では、地方自治法の改正法は、漁港法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律 106 号）の 1 件のみである。

昭和 47 年法律 106 号による地方自治法の改正は、本法附則を改め、強制徴収できる使用

料等に、漁港法の規定により徴収すべき漁港の利用の対価等を加えるものである。

#### **28 1973（昭和 48）年：公害健康被害補償法による改正**

1973（昭和 48）年では、地方自治法の改正法は、公害健康被害補償法（昭和 48 年法律 111 号）の 1 件のみである。

公害健康被害補償法による地方自治法の改正は、地方自治法の本法附則を改正し、下水道法関連の強制徴収できる使用料等に、「汚濁原因者負担金」を加えるものである。

#### **29 1974（昭和 49）年：第 20 次改正法による改正**

1974（昭和 49）年では、地方自治法の改正法は、第 20 次改正法（昭和 49 年法律 71 号）の 1 件のみである。

第 20 次改正法は、特別区の区長の公選制を復活することや複合的一部事務組合の制度を創設することなどを内容としている。

#### **30 1975（昭和 50）年：一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等による改正**

1975（昭和 50）年には、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 50 年法律 9 号）等、4 件の改正法がある。

昭和 50 年法律 9 号による地方自治法の改正は、手当関係規定において、「義務教育等教員特別手当」を追加するものである。

#### **31 1976（昭和 51）年：1976（昭和 51）年には、地方自治法の改正法はなかった。**

#### **32 1977（昭和 52）年：第 21 次改正法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による改正**

1977（昭和 52）年には、第 21 次改正法（昭和 52 年法律 46 号）及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 52 年法律 88 号）の 2 件の改正法がある。

第 21 次改正法は、議員立法により、都議会の定数増加について、特例措置の人口基準を緩和するものである。

昭和 52 年法律 88 号による地方自治法の改正は、地方自治法の本法附則を改正し、育児休業給を支給することができる旨の規定を置くものである。

#### **33 1978（昭和 53）年：1978（昭和 53）年には、地方自治法の改正法はなかった。**

#### **34 1979（昭和 54）年：1979（昭和 54）年には、地方自治法の改正法はなかった。**

#### **35 1980（昭和 55）年：附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律等による改正**

1980（昭和 55）年には、1980 年における附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律（昭和 55 年法律 13 号）など 3 件の改正法がある。

昭和 55 年法律 13 号による地方自治法の改正は、地方行政機関関係規定において、国会の承認を要しない国の地方行政機関として、「入国管理事務所の出張所」を加えるものである。

### **36 1981（昭和 56）年：母子福祉法の一部を改正する法律による改正**

1981（昭和 56）年では、地方自治法の改正法は、母子福祉法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律 79 号）の 1 件のみである。

昭和 56 年法律 79 号による地方自治法の改正は、指定都市事務配分関係規定に関するものである。

### **37 1982（昭和 57）年：障害に関する用語の整理に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律による改正**

1982（昭和 57）年には、障害に関する用語の整理に関する法律（昭和 57 年法律 66 号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律 81 号）の 2 件の改正法がある。

昭和 57 年法律 66 号による地方自治法の改正は、別表の用語の整理をするものである。昭和 57 年法律 81 号による地方自治法の改正は、議会選挙関係規定に関するものである。

### **38 1983（昭和 58）年：行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律による改正**

1983（昭和 58）年では、地方自治法の改正法は、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和 58 年法律 83 号）の 1 件のみである。

昭和 58 年法律 83 号は、第 2 次臨調の答申及び 1982 年の行革大綱に基づくものである。

昭和 58 年法律 83 号による地方自治法の改正は、機関委任事務の整理に伴う別表の改正である。

### **39 1984（昭和 59）年：日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等による改正**

1984（昭和 59）年には、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律 87 号）などの 4 件の改正法がある。

昭和 59 年法律 87 号による地方自治法の改正は、地方行政機関関係規定及び長期継続契約関係規定における用語の整理である。

### **40 1985（昭和 60）年：地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による改正**

1985（昭和 60）年には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和 60 年法律 90 号）及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律 108 号）の 2 件の改正法がある。

昭和 60 年法律 90 号による地方自治法の改正は、機関委任事務及び必置規制の整理合理化等に伴い、別表を改正するものである。

昭和 60 年法律 108 号による地方自治法の改正は、退職年金の経過規定を定める本法附則を削除するものである。

#### **41 1986（昭和 61）年：第 22 次改正法等による改正**

1986（昭和 61）年には、第 22 次改正法（昭和 61 年法律 75 号）など 3 件の改正法がある。

第 22 次改正法は、議員立法によるもので、土地信託制度を地方公共団体について導入するための改正である。

他法による地方自治法の改正法としては、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律 93 号）及び地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（昭和 61 年法律 109 号）の 2 件である。

昭和 61 年法律 93 号は、国鉄改革に伴い地方自治法の地方行政機関規定を改正している。

昭和 61 年法律 109 号は、機関委任事務の整理合理化に伴い地方自治法の別表を改正している。

#### **42 1987（昭和 62）年：1987（昭和 62）年には、地方自治法の改正法はなかった。**

#### **43 1988（昭和 63）年：第 23 次改正法による改正**

1988（昭和 63）年には、地方自治法の改正法は、第 23 次改正法（昭和 63 年法律 94 号）の 1 件だけである。

第 23 次改正法は、地方公共団体に土曜閉庁方式を導入し、地方公共団体の休日を定めるための措置を講じるものである。

#### **44 1989（昭和 64・平成元）年：一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律及びへい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律による改正**

1989（昭和 64・平成元）年には、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律 73 号）及びへい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律 80 号）の 2 件の改正法がある。

平成元年法律 73 号は、地方自治法の手当関係規定に単身赴任手当を加えるもの、平成元年法律 80 号は、地方自治法の別表中の用語を改めるものである。

#### **45 1990（平成 2）年：老人福祉法等の一部を改正する法律による改正**

1990（平成 2）年では、地方自治法の改正法は、老人福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律 58 号）の 1 件のみである。

平成 2 年法律 58 号による地方自治法の改正は、指定都市事務配分関係規定に関するもので、「精神薄弱者の福祉に関する事務」を追加するものである。

#### **46 1991（平成 3）年：第 24 次改正法等による改正**

1991（平成 3）年には、地方自治法の第 24 次改正法（平成 3 年法律 24 号）など 7 件の改正法がある。

第 24 次改正法は、機関委任事務制度の見直しなどその内容が多岐にわたる法律であり、意見が大きく分かれる論点を含み、成立するまでに多くの時間を要したものである。

他法による改正としては、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成3年法律31号）など6件がある。

#### **47 1992（平成4）年：第25次改正法等による改正**

1992（平成4）年には、地方自治法の第25次改正法（平成4年法律29号）など8件の改正法がある。

第25次改正法は、全ての土曜日を閉庁とするため、地方公共団体の休日の制度を改正するものである。

他法による改正としては、地方自治法別表を改正する健康保険法等の一部を改正する法律（平成4年法律7号）など7件がある。

#### **48 1993（平成5）年：第26次改正法等による改正**

1993（平成5）年には、第26次改正法（平成5年法律73号）など7件の改正法がある。

第26次改正法は、議員立法によるものであり、都道府県又は市町村の長又は議会の議長の全国的連合組織（いわゆる「地方六団体」）が、内閣に対し意見を申出、又は国会に意見書を提出することができることとするものである。

他法による改正としては、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律51号）など6件あり、地方自治法の別表を改正するものが多い。

#### **49 1994（平成6）年：第27次改正法等による改正**

1994（平成6）年には、第27次改正法（平成6年法律48号）など9件の地方自治法の改正がある。

第27次改正法は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、中核市制度及び広域連合制度を創設することなどを内容としている。

他法による改正としては、公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律2号）など8件あり、地方自治法の他法引用条文や別表を整理するものが多い。

#### **50 1995（平成7）年：保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等による改正**

1995（平成7）年には、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成7年法律106号）など9件の改正法がある。

平成7年法律106号は、地方自治法の相互救済事業経営の委託関係規定において「保険事業」を「保険業」に改めるものである。その他の地方自治法の改正法としては、別表を改正するものが多い。

#### **51 1996（平成8）年：民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律等による改正**

1996（平成8）年には、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律107号）など8件の改正法がある。

平成8年法律107号は、地方自治法の指定都市事務配分関係規定において、「社会福祉事

業に関する事務」を追加するものである。

その他の法律による改正法は、地方自治法の別表を改正するものが多い。

## **52 1997（平成9）年：第28次改正法等による改正**

1997（平成9）年には、第28次改正法（平成9年法律67号）など7件の改正法がある。

第28次改正法は、外部監査制度を導入するための改正等を行おうとするものである。

他法の改正法としては、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律（平成9年法律18号）など6件あり、地方自治法の別表を改正するものが多い。

## **53 1998（平成10）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正**

1998（平成10）年には、地方自治法等の一部を改正する法律（平成10年法律54号）など11件の改正法がある。

平成10年法律54号による改正は、都から特別区への事務の移譲、都と特別区との間の役割分担の原則の定立など都の特別区に関するものである。

これ以外の改正法としては、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年法律110号）が地方自治法の指定都市事務配分関係規定及び別表中の「精神薄弱者」を「知的障害者」に改めること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）が地方自治法の再議関係規定及び指定都市事務配分関係規定中の「伝染病」を「感染症」に改めることなどの用語の整理を行うもののほか、地方自治法の別表を改正するものが多い。

## **54 1999（平成11）年：地方分権一括法等による改正**

1999（平成11）年には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律87号、「地方分権一括法」）など15件の改正法がある。

地方分権一括法は、その本則において、改正する1つの法律ごとに1条が立てられ、計475条が置かれ、附則には、国会における修正追加を含め252条が置かれている大規模な1件の法律である。機関委任性務制度の廃止をはじめとする地方分権一括法による地方自治法の改正は、第1次地方分権改革の基本となる部分を構成している。

地方分権一括法と同時期に、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律102号、「中央省庁等改革関連法」）が成立していて、この中央省庁等改革関連法等により、地方自治法中の「自治大臣」を「総務大臣」とするなどの改正が行われている。その後も中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律160号）等により、地方自治法の地方行政機関関係規定等の改正が行われている。

なお、1999年の改正法には、雇用・能力開発機構法（平成11年法律20号）のように地方自治法の旧別表（地方分権一括法前のもの）を改正するものと精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成11年法律65号）のように「新別表」（地方分権一括法後のもの）を改正するものの両方がある。

## **55 2000（平成12）年：第29次改正法等による改正**

2000（平成12）年には、地方自治法の第29次改正法（平成12年法律89号）など18

件の改正法がある。

第 29 次改正法は、議員立法によるものであり、内容としては、常任委員会数の制限廃止、政務調査費の制度化及び国会への意見書提出権創設等を行うものである。

他法の改正法としては、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律 13 号）など、地方自治法の別表の規定を技術的に整理するものが多い。

#### **56 2001（平成 13）年：弁護士法の一部を改正する法律等による改正**

2001（平成 13）年には、弁護士法の一部を改正する法律（平成 13 年法律 41 号）など 16 件の地方自治法の改正法がある。

平成 13 年法律 41 号は、地方自治法の住民訴訟関係規定において、「弁護士」と同様に扱う者として、「弁護士法人」を追加するものである。

その他の改正法の多くは、地方自治法の別表を改正するものである。

#### **57 2002（平成 14）年：地方自治法等の一部を改正する法律等による改正**

2002（平成 14）年には、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律 4 号）などの 21 件の改正法がある。

平成 14 年法律 4 号は、地方自治法の住民訴訟関係規定において、個人を被告とする訴訟を地方公共団体の機関を被告とする訴訟とするなど訴訟類型の再構成を行うことや直接請求関係規定において、請求要件を緩和することなどを内容にしている。

これ以外の改正法としては、地方自治法の別表の改正を行うものが多い。別表改正以外の改正を行うものとしては、地方自治法の兼業禁止規定を改正し、法人の「執行役」を禁止対象に追加する商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律 45 号）がある。

#### **58 2003（平成 15）年：第 30 次改正法等による改正**

2003（平成 15）年には、地方自治法の第 30 次改正法（平成 15 年法律 81 号）など 15 件の改正法がある。

第 30 次改正法は、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直して、指定管理者制度を導入するものである。

その他の改正法は、地方自治法の別表を改正するものである。

#### **59 2004（平成 16）年：第 31 次改正法等による改正**

2004（平成 16）年には、地方自治法の第 31 次改正法（平成 16 年法律 57 号）など 21 件の改正法がある。

第 31 次改正法は、都道府県合併の手續の整備、地域自治区の制度の創設、条例による事務処理特例の制度の拡充、収入役の制度及び議会の定例会の制度の見直し等を行うものである。

その他の改正法としては、地方自治法の別表を改正するもののほか、地方自治法の議決事件関係規定等を改正する行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年法律 84 号）、地方自治法の兼業禁止関係規定及び給料等関係規定を改正する地方公務員法及び地方公共

団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律 85 号）、地方自治法中の「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める労働組合法の一部を改正する法律（平成 16 年法律 140 号）などがある。

#### **60 2005（平成 17）年：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等による改正**

2005（平成 17）年には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律 113 号）など 15 件の地方自治法の改正法がある。

平成 17 年法律 113 号は、調整手当を廃止し地域手当を創設するもので、これに伴い、地方自治法の手当関係規定も改正するものである。

その他の改正法としては、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律 87 号）が地方自治法の公有財産関係規定中の「短期商工債券」を「短期商工債」に改めるなどの用語の整理を行うほか、地方自治法別表を改正するものが多い。

#### **61 2006（平成 18）年：第 32 次改正法等による改正**

2006（平成 18）年には、地方自治法の第 32 次改正法（平成 18 年法律 53 号）など 17 件の改正法がある。

第 32 次改正法は、地方公共団体の自主性・自律性の拡大等のため、「助役」を「副市町村長」と改めるなど副知事・助役制度を見直すこと、出納長及び収入役を廃止し一般職の会計管理者を置くこと、識見を有する者から選任される監査委員の数を条例で増加することができるようにすること、クレジットカードによる使用料等の納付を可能とするなどの財務に関する制度の見直しをすることなどの措置を講ずるものである。

その他の改正法としては、地方自治法の別表を改正するもののほか、同法の認可地縁団体関係規定を改正する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律 50 号）、地方自治法の公有財産関係規定を改正する証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律 66 号）、地方自治法の地方行政機関関係規定を改正する（「防衛庁」を「防衛省」とする）防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律 118 号）などがある。

#### **62 2007（平成 19）年：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等による改正**

2007（平成 19）年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律 97 号）、電子記録債権法（平成 19 年法律 102 号）や国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律 108 号）など 20 件の改正法がある。

平成 19 年法律 97 号は、教育委員会の責任体制の明確化やその体制の充実を図ることのほか、地方公共団体の長がスポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができるように措置することなどを内容としていて、これに伴い、地方自治法の別表を改正している。

平成 19 年法律 102 号は、地方自治法の債権関係規定を改正するものである。

平成 19 年法律 108 号は、地方自治法の地方行政機関規定を改正するものである。

これら以外の改正法は、地方自治法の別表を改正するものが多い。

### **63 2008（平成 20）年：第 33 次改正法等による改正**

2008（平成 20）年には、地方自治法の第 33 次改正法（平成 20 年法律 69 号）など 11 件の改正法がある。

第 33 次改正法は、議員立法によるものであり、地方議員の位置付けの明確化のため、地方議会における協議又は調整を行うための場及び議員報酬に関する規定を整備するものである。

この他の改正法は、地方自治法の別表を改正するものが多い。

### **64 2009（平成 21）年：農地法等の一部を改正する法律等による改正**

2009（平成 21）年には、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律 57 号）や出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律 79 号）など 8 件の改正法がある。

平成 21 年法律 57 号は、農地法（昭和 27 年法律 229 号）について大きな制度改正を行うものであり、地方自治法に関しては農業委員会権限関係規定及び別表を改正している。

平成 21 年法律 79 号も出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令 319 号）について大きな制度改正を行なうものであり、これらに伴い、法定受託事務の追加等があり、地方自治法の別表が改正されている。

この他の改正法も、地方自治法の別表を改正するものが多い。

### **65 2010（平成 22）年：地方交付税法等の一部を改正する法律等による改正**

2010（平成 22）年には、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律 5 号）や公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律 18 号）など 7 件の改正法がある。

平成 22 年法律 5 号は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成 11 年法律 17 号）の改正を行い、それに伴う、地方自治法の別表第 1 を改正するものである。

平成 22 年法律 18 号は、都道府県（知事等）が行う受給資格の認定や就学支援金の支給の事務等を第 1 号法定受託事務と区分したことに伴い、地方自治法の別表第 1 を改正するものである。

このように、2010 年の改正法には、予算や財政に関連するものが多い。これらに伴い、法定受託事務の追加等があり、地方自治法の別表が改正されている。

### **66 2011（平成 23）年：第 34 次改正法等による改正**

2011（平成 23）年には、地方自治法の第 34 次改正法（平成 23 年法律 35 号）など 18 件の改正法がある。

第 34 次改正法は、「地域主権改革」に関連する法律の一つとして、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るため、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度についてそ

の適正な実施を確保するために必要な改正等を行うものである。

第 34 次改正法以外にも、2011 年の地方自治法の改正法の中には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法、平成 23 年法律 37 号）や地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法、平成 23 年法律 105 号）などの「地域主権改革」に関連する法律がある。

#### **67 2012（平成 24）年：第 35 次改正法等による改正**

2012（平成 24）年には、地方自治法の第 35 次改正法（平成 24 年法律 72 号）など 8 件の改正法がある。

第 35 次改正法は、地方公共団体の議会における通年議会制の導入等、再議制度及び専決処分の見直しによる長の適切な権限の行使の確保、直接請求の要件緩和による住民自治のさらなる充実、国等による違法確認訴訟制度の創設等の措置を講ずるものである。

その他の改正法は、地方自治法の別表等を改正するものである。

#### **今後の展望 結語に代えて**

この部分の内容は、下記の「V まとめ」のとおりである。

## V まとめ（結果・考察）

402 件の地方自治法の改正法についての考察により得られた主な知見と、それに基づく今後の展望の要点は、次のとおりである。

第一に、今後も地方自治法の改正は頻繁に行われるであろう。地方自治法の改正法のうち、重要な改正を行うことが多い本則改正法（本論文では、これを「第〇次改正法」としている）は、66 年間で 35 件ある。最近でも、例えば、地方分権一括法（平成 11 年法律 87 号）以降の、2000 年から 2012 年の 13 年間で、第 29 次から第 35 次の 7 件と、2 年に 1 回以上のペースで、こうした本則改正法が制定されている。また、地方分権一括法による地方自治法の改正によって、法定受託事務を示す同法の別表第 1 及び第 2 が他法によって改正可能となっているので、法定受託事務に関係する規定が改正されるたびに、地方自治法の別表も動くこととなる。別表のみの改正法は、402 件のうち 213 件と半数以上になっている。地方自治法の別表改正は、それ自体は形式的な改正である。しかし、この別表改正により法定受託事務の最新状況が一覧表の形で提示され、その全体像が国民に明らかになり、国会における慎重審議等を通じてその増加を牽制する効果が期待されるなどの実質的な意味を持つ。こうした改正は、今後も頻繁に行われるであろう。

第二に、今後も、地方分権改革のための地方自治法の改正が行われるであろう。地方自治法制定前の 1946 年の大村内務大臣による国会答弁において、「地方分権的」という言葉が使用されていることには、驚きを感じるとともに、地方分権という課題が我が国の自治制度にとって、「永遠」であるかどうかは別として、「長年の課題」であることを改めて認識させられる。今後も、例えば、2001 年 6 月 14 日の地方分権推進委員会「最終報告」の「第 4 章 分権改革の更なる飛躍を展望して」が示す論点や法定受託事務の量的拡大を抑制しつつ、その「地方公共団体の事務性」をいかに高めていくかなど、多くの地方分権に関する論点が自治制度の課題として認識され、その改革のための地方自治法の改正が行われるであろうと展望している。

第三に、地方自治法の規律密度は、個々の制度の定着とともに、下がっていくであろう。例えば、都道府県の法定局部制の廃止（平成 15 年法律 81 号）や議員定数制限の廃止（平成 23 年法律 35 号）など、一定の時間をかけながらであるが、地方自治法自体の「規制」は段階的に緩和されてきた。こうした改正は、今後も行われるであろう。ただし、いわゆる政治主導の「勢い」に任せて、改正理由の説明が十分にできないような改正に陥ることないように注意が必要である。

第四に、地方自治法改正法には、妥協的な要素を持つ規定が含まれていくであろう。地方自治法の規定は、改正についての様々な意見の調整の結果として創造されるものがある。その代表例が、指定都市の規定（昭和 31 年法律 147 号）である。地方自治法の改正には、地方制度調査会における地方六団体からの意見聴取を経る場合が多い。それをバイパスしようとしても、地方六団体等からの意見が、法案提出等に影響することもある（平成 24 年法律 72 号）。もちろん、国会における政治の諸勢力も、地方自治法の改正に大きな影響を与える。地方自治法改正法においても、他法と同様に、議員立法がと一定割合（約 15%）あり、閣法（政府提案）の地方自治法改正法も、国会における修正を受けることがある。関係者の利害が錯綜する地方自治法の規定においては、今後も、妥協的な規定が実定法化され得る。

第五に、地方自治法の条文数を単純に減らすことが良策であるのかについては、慎重な検討を要しよう。「地方自治基本法」の提案の中には、地方自治法の条文数の多さなどを問題視し、その簡素化を進めるべきとの意見がある。地方自治法の個々の条文の必要性を検討した上で、法律で規定する必要性が低下した条文を廃止することなどは、妥当な改正である。しかし、内容の検討を抜きにして、単純に何割減らすと言うような議論は、運動論としては一定の意味があると思われるが、憲法附属法の性格を有する地方自治法の改正を行う際には、より丁寧な議論が必要である。憲法附属法の動きは、憲法秩序を変更し得るものであることを、地方自治法の改正に影響を与えることができる立場の方には、意識していただきたい。

第六に、今後、急速に進行する大都市における高齢化など社会の変化が地方自治法の改正に大きな影響を与えるであろう。どのように影響を与えるかは、現時点では、予測できていない。しかし、「住民福祉の増進を図ること」が地方公共団体の「基本」（地方自治法1条の2第1項）である以上、高齢化の進展を踏まえた、例えば住民に関する規定の改正が地方自治法改正においても必要となる可能性が大きいと思われる。

第七に、地方自治法のこれまでの改正は、今後の同法の改正に貴重な知見を与えてくれよう。「経験のはたらきによって、過去は現在に生きる」（大石真「第二版はしがき」『日本憲法史〔第2版〕』（有斐閣、2005年）とされる。拙い本論文が、「経験のはたらき」に少しでも資するものであることを願っている。

## VI 主な引用文献・参考文献

- 秋月謙吾『行政・地方自治』（東京大学出版会、2001年）
- 浅野一郎『新・国会事典用語による国会法解説〔第2版〕』（有斐閣、2008年）
- 芦部信喜・高橋和之『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年）
- 天川晃・小田中聰樹『日本国憲法・検証 資料と論点 第6巻 地方自治・司法改革』（小学館、2001年）
- 阿部照哉ほか『地方自治大系2』（嵯峨野書院、1993年）
- 石川真澄・山口二郎『戦後政治史〔第3版〕』（岩波書店、2010年）
- 磯部力ほか『行政法の新構想 1 行政法の基礎理論』（有斐閣、2011年）
- 磯部力ほか『地方自治判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2013年）
- 井川博『日本の地方分権改革 15年の歩み（アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料 No. 4）』（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2008年）
- 市川喜崇『日本の中央地方関係 現代型集権体制の起源と福祉国家』（法律文化社、2012年）
- 伊藤周平『子ども・子育て支援法と社会保障・税一体改革』（山吹書店、2012年）
- 稲継裕昭『地方自治入門』（有斐閣、2011年）
- 猪野積『地方自治法講義〔改訂版〕』（第一法規、2014年）
- 岩崎忠夫「地方自治法の一部を改正する法律について」自治研究 67 巻 7 号（1991年）
- 岩崎忠「『地域主権』改革』（学陽書房、2012年）
- 上田章『議員立法五十五年』（信山社出版、2005年）
- 植田昌也「地方自治法の一部を改正する法律について」地方自治 779 号（2012年）
- 植田昌也「大都市地域における特別区の設置に関する法律について」地方自治 780 号（2012年）
- 植田昌也「第30次地方制度調査会『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』について（上）（下）」地方自治 789 号・790 号（2013年）
- 宇賀克也『行政法』（有斐閣、2012年）
- 宇賀克也『地方自治法概説〔第5版〕』（有斐閣、2013年）
- 江頭憲治郎ほか『旧法令集 平成改正版』（有斐閣、2012年）
- 江口克彦『地域主権型道州制 日本の新しい「国のかたち」』（PHP 研究所、2007年）
- 江口哲郎「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律について」地方公務員月報 492 号（2004年）
- 遠藤健人「東日本大震災による被災地の公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を、国又は県が被災地方公共団体に代わって施行する措置を規定」時の法令 1894 号（2011年）
- 大石眞『日本憲法史〔第2版〕』（有斐閣、2005年）
- 大石眞『憲法講義1〔第3版〕』（有斐閣、2014年）
- 大島稔彦「地方自治法の一部を改正する法律について」自治研究 69 巻 11 号（1993年）
- 大西淳也・中平真「地方自治法の一部を改正する法律等（中核市制度及び広域連合制度の創設関係を除く）の施行について（下）」地方自治 566 号（1995年）
- 大森彌『地方分権推進と自治体職員』（ぎょうせい、1998年）
- 大森彌「都区制度の本質：「大都市行政の一体性」の呪縛」都市問題 103 巻 4 号（2012年）

年)

- 大山礼子『国会学入門〔第2版〕』（三省堂、2003年）
- 大山礼子『日本の国会―審議する立法府へ』（岩波書店、2011年）
- 岡田彰・池田泰久『資料から読む地方自治』（法政大学出版局、2009年）
- 岡田知弘『道州制で日本の未来はひらけるか 民主党政権下の地域再生・地方自治（増補版）』（自治体研究社、2010年）
- 岡裕二「地方公共団体の外部監査制度」小笠原春夫・河野正一『最新地方自治法講座8 財務（2）』（ぎょうせい、2003年）
- 鹿児島重治『逐条地方公務員法 第5次改訂版』（学陽書房、1993年）
- 片木淳『日独比較研究 市町村合併 平成の大合併はなぜ進展したか』（早稲田大学出版部、2012年）
- 片木淳「大阪都構想」と大都市制度の改革」公営企業 44巻2号（2012年）
- 加藤幸雄「政務調査費の制度化とその実態」地方財務 557号（2000年）
- 金井利之『自治制度（行政学叢書(3)）』（東京大学出版会、2007年）
- 金井利之「大都市制度という幻像」季刊行政管理研究 139号（2012年）
- 神奈川県「地方自治基本法の提案」（2010年）
- 川村毅『自治体職員研修講座地方自治制度・地方公務員制度・地方財政制度 第1次改訂版』（学陽書房、2012年）
- 神田秀樹『会社法（第12版）』（弘文堂、2010年）
- 亀卦川浩『自治五十年史〈制度篇〉』（東京市政調査会、1977年）
- 北村喜宣『分権改革と条例 行政法研究双書19』（弘文堂、2004年）
- 北村喜宣・山口道昭・出石稔・磯崎初仁『自治体政策法務 地域特性に適合した法環境の創造』（有斐閣、2011年）
- 北山俊哉『福祉国家の制度発展と地方政府 国民健康保険の政治学』（有斐閣、2011年）
- 木寺元『地方分権改革の政治学 制度・アイデア・官僚制』（有斐閣、2012年）
- 草野厚『歴代首相の経済政策全データ 増補版』（角川書店、2012年）
- 現代地方自治全集編集委員会『地方自治総合年表』（ぎょうせい、1979年）
- 小泉祐一郎『地域主権改革一括法の解説』（ぎょうせい、2011年）
- 厚生労働統計協会「国民衛生の動向」厚生 の指標 54巻9号（2007年）
- 古賀豪ほか「帝国議会および国会の立法統計」レファレンス 60巻11号（2010年）
- 国民保護法制研究会『逐条解説 国民保護法』（ぎょうせい、2005年）
- 小暮純也「地方自治法の一部を改正する法律等の概要について」自治研究 70巻10号（1994年）
- 固定資産税務研究会『固定資産税逐条解説』（地方財務協会、2010年）
- 小西敦『我が国の地方自治の成立・発展 第9期 地方分権推進期（1）[1993-2000年]』（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2010年）
- 小西敦『我が国の地方自治の成立・発展 第10期 地方分権推進期（2）地方分権と政権交代[2001-2009年]』（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2011年）
- 小西敦「地方制度調査会」公共空間 7号（2011年）
- 小西敦「法律・条例等の執行管理と行政評価」高橋滋『自治体政策法務講座第2巻執行

- 管理』(ぎょうせい、2013年)
- 小西敦「地方公共団体の金銭債権・債務の消滅時効についての再検討(1)～(3)」自治研究 89 卷3号～5号(2013年)
  - 小西砂千夫『地方財政改革の政治経済学相互扶助の精神を生かした制度設計』(有斐閣、2007年)
  - 小西砂千夫『公会計改革の財政学』(日本評論社、2012年)
  - 小早川光郎・小幡純子『あたらしい地方自治・地方分権』(有斐閣、2000年)
  - 小早川光郎・天川晃・磯部力・森田朗・斎藤誠『史料日本の地方自治 第1巻～第3巻』(学陽書房、1999年)
  - 小林孝明「新たな子ども・子育て支援制度の創設子ども・子育て関連三法案」立法と調査 333号(2012年)
  - 小山永樹『我が国の地方自治の成立・発展 第7期 高度成長期～戦後地方自治制度の定着・発展期[1961-1974年]』(財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2010年)
  - 今野彧男『国会運営の法理衆議院事務局の視点から』(信山社、2010年)
  - 財団法人特別区協議会・特別区制度調査会「第二次特別区制度調査会報告書『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」(2007年)
  - 斎藤誠「地方自治の法的議論における歴史の位置」公法研究 73号(2011年)
  - 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』(有斐閣、2012年)
  - 佐々木信夫ほか『シティマネージャー制度論市町村長を廃止する』(埼玉新聞社、2008年)
  - 佐々木信夫『道州制』(筑摩書房、2010年)
  - 佐々木浩・島崎邦彦「地方自治法等の一部を改正する法律の概要(市町村合併特例法関係を除く)について」地方自治 654号(2002年)
  - 佐道明広『「改革」政治の混迷 1989～』(吉川弘文館、2012年)
  - 佐藤俊一「日本における内務官僚達の戦前と戦後鈴木俊一氏を中心に(上)・(下)」自治総研 376号・377号(2010年)
  - 佐藤文俊「地方分権一括法の成立と地方自治法の改正(1)～(6・完)」自治研究 75 卷12号～76 卷7号(1999年～2000年)
  - 佐藤文俊『最新地方自治法講座9 国と地方及び地方公共団体相互の関係』(ぎょうせい、2003年)
  - 佐藤文俊『三位一体の改革と将来像総説・国庫補助負担金』(ぎょうせい、2007年)
  - 塩野宏『国と地方公共団体』(有斐閣、1990年)
  - 塩野宏「地方自治法制」ジュリスト 1073号(1995年)
  - 塩野宏「地方公務員制度改革の一局面ー任局・勤務形態の多様化」地方公務員月報 492号(2004年)
  - 塩野宏『行政法Ⅲ 行政組織法 第4版』(有斐閣、2012年)
  - 自治省『改正地方制度資料第十四部』(1965年)
  - 自治省『改正地方制度資料第十五部』(1965年)
  - 自治省『改正地方制度資料第十六部』(1967年)
  - 自治省『改正地方制度資料第十八部』(1976年)

- 自治省『改正地方制度資料第十九部』(1976年)
- 自治省『改正地方制度資料第二十部』(1978年)
- 自治省行政局行政課『改正地方自治法詳説新財務会計制度の解釈・運用』(帝国地方行政学会、1963年)
- 自治省行政局行政課『地方自治制度史年表地方自治法施行 50周年記念』(ぎょうせい、1997年)
- 自治大学校『戦後自治史 I～XIV』(1960年～1978年)
- 自治体給与人事研究会『自治体の給与・人事戦略』(学陽書房、2008年)
- 自治庁『改正地方制度資料第八部』(1953年、日本図書センター2012年復刊)
- 自治庁『改正地方制度資料第九部』(1954年、日本図書センター2012年復刊)
- 自治庁『改正地方制度資料第十部』(1954年、日本図書センター2012年復刊)
- 自治庁『改正地方制度資料第十一部』(1955年、日本図書センター2012年復刊)
- 自治庁行政部行政課『改正地方制度資料第十二部』(大蔵省印刷局、1957年)
- 自治庁『改正地方制度資料第十三部』(1958年)
- 指定都市市長会「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案あるべき大都市制度の選択「特別自治市」〔概要版〕」(2011年7月27日)
- 篠原俊博「地方自治法の一部を改正する法律の概要について」地方自治 669号(2003年)
- 柴田直子・松井望『地方自治論入門』(ミネルヴァ書房、2012年)
- 衆議院事務局『逐条国会法 第6巻』(信山社、2010年)
- 衆議院事務局『衆議院の動き』第18号～第20号(2010年～2012年)
- 白井誠『国会法』(信山社、2013年)
- 神野直彦『地方財政改革』(ぎょうせい、2004年)
- 神野直彦・井手英策『希望の構想 分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』(岩波書店、2006年)
- 鈴木俊一『回想・地方自治五十年』(ぎょうせい、1997年)
- 鈴木俊一『鈴木俊一著作集 第1巻～第7巻・別巻』(良書普及会、2001年)
- 政治資金制度研究会『逐条解説政治資金規正法〔第2次改訂版〕』(ぎょうせい、2002年)
- 選挙制度研究会『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第14次改訂版〕』(ぎょうせい、2007年)
- 総務省国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会「国・地方間の係争処理のあり方について(報告)」(2009年)
- 総務省自治行政局長平成16年11月10日通知「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について」(2004年)
- 総務省地方議会のあり方に関する研究会「地方議会のあり方に関する研究会報告書」(2014年)
- 総務省地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」(2014年)
- 総務省地方公共団体の財務制度に関する研究会「地方公共団体の財務制度の見直しに関する中間的な論点整理」(2014年)
- 砂原庸介『大阪 大都市は国家を超えるか』(中央公論新社、2012年)

- 全国知事会第7次自治制度研究会「地方自治の保障のグランドデザイン」(2004年)
- 全国知事会第8次自治制度研究会「地方自治の保障のグランドデザインII」(2006年)
- 総務庁行政管理局企画調整課・自治省行政局行政課『逐条解説地方分権推進法』(ぎょうせい、1995年)
- 大都市制度史編さん委員会『大都市制度史』(ぎょうせい、1984年)
- 高橋秀禎「行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律の概要について」地方自治 524号(1991年)
- 高部正男『新地方自治法講座7 執行機関』(ぎょうせい、1996年)
- 谷勝宏『議員立法の実証研究』(信山社出版、2003年)
- 竹中治堅・参議院総務委員会調査室『議会用語事典』(学陽書房、2009年)
- 竹前栄治ほか『GHQ 日本占領史(13) 地方自治体改革』(日本図書センター、2000年)
- 橋幸信・高森雅樹「法令解説 憲法改正国民投票法の制定」時の法令 1799号(2007年)
- 田中一昭『行政改革〔新版〕』(ぎょうせい、2006年)
- 田中利幸『「簡素で効率的な政府」の実現行政改革推進法案」立法と調査 254号(2006年)
- 田中聖也「「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」について(上)・(中)・(下)」地方自治 756号~758号(2010年~2011年)
- 田村秀『暴走する地方自治』(筑摩書房、2012年)
- 田村秀『道州制で日本はこう変わる都道府県がなくなる日』(扶桑社、2013年)
- 田村達久『地方分権改革の法学分析』(敬文堂、2007年)
- 地域主権改革研究会『解説 地域主権改革』(国政情報センター、2011年)
- 地方公共団体土曜閉庁研究会『地方公共団体の土曜閉庁改正地方自治法の解説』(ぎょうせい、1989年)
- 地方自治制度研究会『公有地の信託制度』(ぎょうせい、1986年)
- 地方自治制度研究会『Q&A 改正地方自治法のポイント』(ぎょうせい、1999年)
- 地方自治制度研究会『Q&A 地方自治法平成14年改正のポイント』(ぎょうせい、2002年)
- 地方自治制度研究会『改正住民訴訟制度逐条解説』(ぎょうせい、2002年)
- 地方自治制度研究会『Q&A 地方自治法平成18年改正のポイント』(ぎょうせい、2006年)
- 地方自治制度研究会『逐条解説地方分権改革推進法』(ぎょうせい、2007年)
- 地方自治制度研究会『Q&A 地方自治法平成23年改正のポイント』(ぎょうせい、2012年)
- 地方自治制度研究会『Q&A 地方自治法平成24年改正のポイント』(ぎょうせい、2013年)
- 地方自治制度研究会『地方自治小六法平成26年版』(学陽書房、2013年)
- 地方自治総合研究所『逐条研究地方自治法I~V、別巻(上巻・下巻)』(敬文堂、2000年~2010年)
- 地方自治庁『改正地方制度資料第五部』(1951年、日本図書センター2011年復刊)
- 地方自治庁『改正地方制度資料第六部』(1951年、日本図書センター2011年復刊)

- 地方自治庁『改正地方制度資料第七部』(1952年、日本図書センター2012年復刊)
- 地方自治百年史編集委員会『地方自治百年史第1巻～第3巻』(地方自治法施行40周年・自治制公布100年記念会編、1992～1993年)
- 地方分権推進委員会『地方分権推進委員会第1次勧告分権型社会の創造』(ぎょうせい、1997年)
- 地方分権推進委員会『地方分権推進委員会第2次勧告分権型社会の創造』(ぎょうせい、1997年)
- 地方分権推進委員会『地方分権推進委員会第3次・第4次勧告分権型社会の創造』(ぎょうせい、1997年)
- 地方六団体新地方分権構想検討委員会『第二期地方分権改革とその後の改革の方向 分権型社会のビジョン最終報告』(ぎょうせい、2006年)
- 辻琢也「超高齢社会における大都市制度改革」地方自治780号(2012年)
- 東京市政調査会『当事者たちの証言 地方自治史を掘る』(東京市政調査会、2009年)
- 徳島県「地方自治に関する憲法課題研究会」報告書(2014年)
- 特別区協議会『東京23区自治権拡充運動と「首都行政制度の構想」』(日本評論社、2010年)
- 戸松秀典・今井功『論点体系 判例憲法3』(第一法規、2013年)
- 内務省『改正地方制度資料第一部』(1947年、日本図書センター2011年復刊)
- 内務省『改正地方制度資料第二部』(1947年、日本図書センター2011年復刊)
- 内事局『改正地方制度資料第三部』(1948年、日本図書センター2011年復刊)
- 内事局『改正地方制度資料第四部』(1948年、日本図書センター2011年復刊)
- 中川剛『地方自治制度史』(学陽書房、1990年)
- 中川浩明「中核市、広域連合制度の創設に当たって」地方自治561号(1994年)
- 中島誠『立法学 序論・立法過程論〔第3版〕』(法律文化社、2014年)
- 中平真『我が国の地方自治の成立・発展 第8期 安定成長期～地方自治制度の成熟・転換期[1975-1992年]』(財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2010年)
- 中邨章『自治体主権のシナリオ ガバナンス・NPM・市民社会〔改訂版〕』(芦書房、2007年)
- 成田頼明ほか『注釈地方自治法〔全訂〕』(第一法規、加除式)
- 成田頼明「広域行政の諸方式とその再検討1」自治研究40巻7号(1964年)
- 成田頼明『現代社会と自治制度の変革』(学陽書房、1974年)
- 成田頼明『地方分権への道程』(良書普及会、1997年)
- 成田頼明『指定管理者制度のすべて〔改訂版〕』(第一法規、2009年)
- 成田頼明『地方自治の保障《著作集》』(第一法規、2011年)
- 西川知一郎『行政関係訴訟』(青林書院、2009年)
- 西尾勝「地方分権の推進」日本行政学会『年報行政研究31 分権改革その特質と課題』(ぎょうせい、1996年)
- 西尾勝『行政学 新版』(有斐閣、2001年)
- 西尾勝『分権型社会を創る その歴史と理念と制度』(ぎょうせい、2001年)
- 西尾勝『地方分権改革(行政学叢書5)』(東京大学出版会、2007年)

- 西尾勝・新藤宗幸『いま、なぜ地方分権なのか』（実務教育出版、2007年）
- 西尾勝『自治・分権再考地方自治を志す人へ』（ぎょうせい、2013年）
- 新田一郎・上坊勝則・森川世紀『『地域主権改革』関連三法について』地方自治 764号（2011年）
- 新田一郎「第30次地方制度調査会『地方自治法改正案に関する意見』について」地方自治 772号（2012年）
- 日本都市センター『地方分権改革が都市自治体に与えた影響等に関する調査研究報告書』（2005年）
- 日本都市センター『基礎自治体の将来を考える多様な選択の時代に』（日本都市センター、2009年）
- 日本都市センター『基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書転換期の広域行政・広域連携』（日本都市センター、2011年）
- 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）
- 橋本勇『地方自治のあゆみ 分権の時代にむけて』（良書普及会、1995年）
- 橋本勇『新版逐条地方公務員法〔第2次改訂版〕』（学陽書房、2009年）
- 馬場竹次郎・小西敦『地方自治の機構』（ぎょうせい、2002年）
- 日置英剛『激動の昭和、奇跡の復興 1937-1964年（新・國史大年表第8巻）』（国書刊行会、2012年）
- 日置英剛『沖繩返還、変転続ける現代 1965-2012年（新・國史大年表第9巻）』（国書刊行会、2013年）
- 久元喜造・井上源三「市町村合併新法、地方自治法の一部改正などについて（上）・（下）」自治研究 80巻7号・8号（2004年）
- 久元喜造「地方自治法における違法確認訴訟制度の創設について（1）・（2・完）」自治研究 88巻11号・12号（2012年）
- 人見剛「地方自治法の基本論点」法学教室 367号～372号（2011年）
- 人見剛・須藤陽子『ホーンブック地方自治法（第3版）』（北樹出版、2013年）
- 平谷英明『一番やさしい地方自治の本 第1次改訂版』（学陽書房、2012年）
- 藤井譲治・伊藤之雄『日本の歴史 近世・近現代編』（ミネルヴァ書房、2010年）
- 藤井延之「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票制度）について（1）」選挙 61巻7号（2008年）
- 藤井雅文ほか「地方自治法の一部を改正する法律について（上）・（中）・（下）」地方自治 704号～706号（2006年）
- 藤田晋吾「法令解説 農地の効率的利用と農業の構造改革と加速 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」時の法令 1755号（2006年）
- 藤田正・吉井蒼生夫『日本近現代法史（資料・年表）』（信山社、2007年）
- 藤山雅行『行政争訟 新・裁判実務大系 25』（青林書院、2004年）
- 防衛施設庁史編さん委員会『防衛施設庁史』（防衛施設庁、2007年）
- 前田圭介「法令解説 放射性物質汚染対処特別措置法について」時の法令 1898号（2012年）
- 増島俊之「橋本・小淵改革の検証臨調行革との類似性と相違点」中央大学大学院総合政

- 策研究科日本論委員会編『日本論』（中央大学出版部、2000年）
- 増島俊之「20世紀後半50年間の行政改革の動向と21世紀における展望」（公共政策研究1号（2001年））
  - 松永邦男・小林久起『Q&A 改正行政事件訴訟法』（ぎょうせい、2005年）
  - 松永智史「地方自治法の一部改正について」地方自治729号（2008年）
  - 松藤保孝「我が国の地方自治の成立・発展 第5期 戦後地方自治制度の創設期 [1946-1951年]」（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2010年）
  - 松藤保孝「我が国の地方自治の成立・発展 第6期 戦後地方自治制度の修正期 [1952-1960年]」（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2011年）
  - 松本英昭『地方自治法の概要〔第5次改訂版〕』（学陽書房、2013年）
  - 松本英昭『道州制ハンドブック』（ぎょうせい、2006年）
  - 松本英昭『自治制度の証言 こうして改革は行われた』（ぎょうせい、2011年）
  - 松本英昭『新版逐条地方自治法〔第7次改訂版〕』（学陽書房、2013年）
  - 松本英昭『要説地方自治法新地方自治制度の全容〔第8次改訂版〕』（ぎょうせい、2013年）
  - 真淵勝『行政学』（有斐閣、2009年）
  - 水飼幸之助「終戦直後の第1次地方制度改革 改正法律の立法過程をめぐって」駒澤大学法学論集9号（1972年）
  - 三角啓介「法令解説 障害保健福祉施策を見直すまでの間、障害者及び障害児の地域生活を支援するための整備法の制定」時の法令1882号（2011年）
  - 村松岐夫『地方自治』（東京大学出版会、1988年）
  - 村松岐夫『行政学教科書〔第2版〕』（有斐閣、2001年）
  - 村松岐夫ほか『分権改革は都市行政機構を変えたか』（第一法規、2009年）
  - 村松岐夫「戦前戦後断絶論と中央地方の『相互依存体制』仮説・再訪」季刊行政管理研究145号（2014年）
  - 室崎益輝・幸田雅治『市町村合併による防災力空洞化』（ミネルヴァ書房、2013年）
  - 持田信樹『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』（東京大学出版会、2006年）
  - 森田朗『分権改革の動態（政治空間の変容と政策革新3）』（東京大学出版会、2008年）
  - 矢吹初『市町村合併のシナジー効果 改革時代の自治体「意識」の分析』（日本評論社、2012年）
  - 安田充・荒川敦『逐条解説 公職選挙法（上）』（ぎょうせい、2009年）
  - 柳瀬良幹『公用負担法〔新版〕』（有斐閣、1971年）
  - 山崎重孝「地方公共団体の外部監査制度の創設について」都市問題89巻8号（1998年）
  - 山崎重孝「新しい『基礎自治体』像について（上）（下）」自治研究80巻12号・81巻1号（2004年・2005年）
  - 山崎重孝『『自治事務』と『法定受託事務』についての若干の考察』地方自治718号（2007年）
  - 山崎重孝『行財政運営の新たな手法』（ぎょうせい、2006年）
  - 山田光矢・代田剛彦『地方自治論』（弘文堂、2012年）
  - 有斐閣『電子版法律学小辞典』（有斐閣）

- 横道清孝『地方制度改革』（ぎょうせい、2004年）
- 横道清孝「道州制と基礎自治体」都市問題研究 58 巻 9 号、(2006年)
- 横道清孝「日本における市町村合併の進展」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』No. 1（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2006年）
- 横道清孝「日本における道州制の導入論議」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』No. 3（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2008年）
- 横道清孝「平成の大合併の着地点」地方自治 725 号（2008年）
- 横道清孝「市町村合併と広域市町村の出現」都市問題研究 61 巻 1 号（2009年）
- 横道清孝「基礎自治体の将来合併と広域行政の間で」都市とガバナンス 11 号（2009年）
- 横道清孝「大都市行政区における区議会設置の可能性」選挙 62 巻 11 号（2009年）
- 横道清孝「日本における新しい広域行政政策」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』No. 6（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2010年）
- 横道清孝「大都市行政区における区長公選の可能性」選挙 64 巻 2 号（2011年）
- 横道清孝「日本における第1次分権改革後の地方分権改革の動き」『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』No. 8（財団法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学、2011年）
- 横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」都市とガバナンス 16 号（2011年）
- 吉川弘文館編集部編『近代史必携』（吉川弘文館、2007年）
- 吉川弘文館編集部編『誰でも読める日本現代史年表』（吉川弘文館、2008年）
- ライナー・ヴァール（小山剛監訳）『憲法の優位』（慶應義塾大学出版会、2012年）
- 臨時行政調査会 OB 会編集『臨調と行革 2年間の記録』（文真社、1983年）
- 臨調・行革審 OB 会監修『臨調行革審 行政改革 2000 日の記録』（行政管理研究センター、1987年）
- 亘理格・北村喜宣『重要判例とともに読み解く個別行政法』（有斐閣、2013年）
- 「ダイアログ 地域手当と調整手当」地方公務員月報 513 号（2006年）

◎参照ホームページ：原則 2014 年 9 月 4 日最終確認

○国立国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生資料と解説 第3章 GHQ 草案と日本政府の対応 3-26 新憲法草案修正に関する GHQ との交渉」

<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/100shoshi.html>

○国立国会図書館ホームページ「日本法令索引」：国会図書館法令索引

<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>

○コロンビア大学ホームページ「シャウプ博士の略歴」

<http://econ.columbia.edu/carl-sumner-shoup-1902-2000>